

新型コロナウイルス感染症経済対策事業
— 高知市ECサイト開設支援事業費補助金 —

募集

5月6日から9月30日まで

(補助対象期間：交付決定日～12月31日)

インターネットを活用した 商品販売をお考えの方へ

※予算がなくなり次第、終了

補助金

最大

30

補助率

3/4

万円

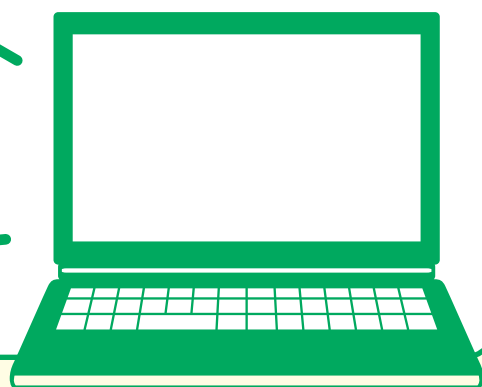
店舗やイベントなど対面で販売・営業活動を行う市内の中小企業者向けに、新たにインターネットを活用した商品の販路開拓・拡大を目指す取り組みを応援するため、経費の一部を補助します。

【対象事業】

ECサイトを新たに
開設する事業

食品

日用品 など



高知市 ☎ (088)-823-9375

商工振興課 kc-151700@city.kochi.lg.jp



詳しくは裏面へ



高知市 E C サイト開設支援事業費補助金

店舗やイベントなど対面での販売・営業活動を主に行う市内の中小企業者が、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した営業手段として、新たにインターネットを活用した商品の販路開拓・拡大を目指す取り組みに対して、経費の一部を補助することにより、事業者の売り上げ確保を応援します。

1. 補助対象者

- ・高知市内に、法人にあっては主たる事務所、本社その他これらに類するものを、個人にあっては主たる事務所及び住所を有すること。
- ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号いずれにも該当すると認められる者
- ・高知市税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けられている方は別途ご相談ください。）
- ・過去に本補助金または高知市 E C サイト等利用促進支援事業費補助金の交付を受けている者
- ・ウェブサイト制作代行業等を行う者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者（当該者から委託を受け同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
- ・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- ・その他、市長が適当でないと認める者

2. 申請期間

令和 3 年 9 月 30 日（木）まで※予算がなくなり次第終了

3. 補助対象期間

交付決定日～令和 3 年 12 月 31 日（金）※この期間内に補助対象経費の支払を完了する必要があります。

4. 補助金額（補助率）

上限 30 万円（補助率 4 分の 3）

5. 補助対象事業

E C サイトを新たに開設する事業のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、E C モールへ出店等する事業は除く

- (1) 既に E C サイトを開設し、又は E C モールへ出店等する補助対象者が新たに E C サイトを開設するものでないこと。
- (2) 主として県外に販路を拡大するために実施するものであること。
- (3) 主として食品・日用品等の一般の消費者向けの商品を主に取り扱うもの。



6. 補助対象経費

1. ドメイン取得費用
2. SSLサーバ証明書発行料
3. ショッピングカート, 受注システム, 顧客管理システム, CMS等のECサイトを運用するためのアプリケーションの利
用にかかる経費
4. サイトデザイン作成, システム構築, 運用マニュアル作成等の委託に要する費用
5. サーバーのレンタル等に要する費用
6. バナー広告料, SEO対策費等の販売促進に要する費用
7. その他, 市長が適当と認める経費

※上記に該当する経費であっても, 売上高や販売数量等に応じて支払うものは除きます。

7. 留意事項

- ・事業完了日から6か月間は, ECサイトの出店を継続しなければなりません。
- ・事前着手は補助の対象外となります。交付決定を受けた日以降に費用発生した経費のみ対象となります。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ・補助金額に千円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てるものとします。
- ・支払が完了したことが, 領収書等の書類で確認できる経費に限ります。(10万円以上の支払いについては, 現金支払は不可。)
- ・単なる認知度向上のためのホームページ作成費は対象外です。
- ・過去に高知市ECサイト等利用促進支援事業費補助金の交付を受けた中小企業者と代表者が同一であるものは, 本補助金に申請することはできません。
- ・ECサイト開設後3か月及び6か月が経過したとき, ECサイトでの販売による売上高・販売件数・アクセス数の報告が必要となります。
- ・受託業者による代理申請は受付できません。

8. 申請・お問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 第二庁舎2階
高知市役所 商工観光部 商工振興課 販路拡大推進室
TEL: 088-823-9375 FAX: 088-823-4024
E-mail: kc-151700@city.kochi.lg.jp

9. 申請方法

申請期間に, 高知市商工振興課のホームページ(下記URL)から様式をダウンロードし,
添付書類とともに提出してください。

HP: <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/ec.html>



■ 手続きの流れ



…事業完了日から起算して3か月後及び6か月後にそれぞれ提出が必要